

令和3年4月7日

「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議 中間まとめ」に対する意見

日本教育大学協会

GIGA スクール構想に基づいて学校に ICT 環境が整備される中で、デジタル教科書の在り方の検討は不可欠であり、教員養成の中核を担う国立の教育系大学・学部としても重大な関心を持って、デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議の中間まとめの動向を注視している。

今回、提示された「中間まとめ」については、日本教育大学協会としても基本的な認識を共有するものである。その上で、本協会として、教員養成等の視点から、さらに検討いただきたい点等について以下に意見を述べる。

記

1 大学側が活用できるコンテンツの整備、教職科目としての位置づけについて

- ・「中間まとめ」では、「大学の教職課程においても、カリキュラムの充実や、学生がデジタル教科書を活用したり体験したりする機会の確保が望まれる」（10頁）とされている。学校現場でデジタル教科書が普及していくためには、「望まれる」ということではなく、教職課程又はコア・カリキュラムの中に明確に位置づけていただきたい。当然に、これは、財政的な裏付けを考慮したものである必要があると考える。
- ・教員養成は、教員養成系大学・学部のみならず、一般大学も広く関わっていることから、Web上で、教職免許を取得する学生が、デジタル教科書の活用について学べるオンラインシステムを文部科学省が整備するなどの対応が効果的であると考えられる。文部科学省等がこれを整備していただくことを要望する。
- ・教職課程で学ぶ学生が、デジタル教科書について最低限学ぶべき内容について、ガイドライン（又はコア・カリキュラム）が整備される必要がある。例えば、デジタル教科書に共通して求められる機能の活用方法、他のデジタル教材との連携の仕方についての基本的な手法、学習履歴等の教育データの利活用方法などが考えられる。
- ・今後、学校現場ではデジタル教科書を使用した授業が展開されることが予想されるため、教育実習においても実習生自身がタブレットを使用し、デジタル教科書を問題なく活用できることが前提条件になると考えられる。教職課程で学ぶ学生が全てのデジタル教科書に等しくアクセスできるよう、配慮していただきたい。
- ・障害のある児童生徒、外国人児童生徒のデジタル教科書の活用については、教職課程のどの部分（境域や科目）で扱うべきか、基準等を示してほしい。

2 デジタル教科書等の使用に伴う権利関係について

- ・デジタル教科書の使用を想定した教員養成を行う上で、学習者用デジタル教科書、指導者用デジタル教科書、さらには、学習用の各種資料、指導用の各種資料の活用が必要となる。これに伴って、教員養成を担う大学・学部においても、これらに自由にアクセスでき、活用できるように、著作権等の権利関係を改善し、法制上の環境を整備していただきたい。この権利関係が整備されなければ、教員養成を担う大学・学部のみならず、結果として教職課程で学ぶ学生の個人負担も高額に及ぶことが危惧される。

3 デジタル教科書の活用に関する研究について

- ・これまで実施されたデジタル教科書に関する各種調査研究では、単一教科によるデジタル教科書の効果を検証するのものが多くみられるが、それらに加え、今後は各教科での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科横断的な教育が求められると考えられる。そのような観点も含めた効果的なデジタル教科書の活用に関する研究について、教員養成系大学・学部及び附属学校が積極的に取り組むことが出来るよう、予算措置も含めた環境の整備をしていただきたい。

4 裏付けとなる財源措置について

- ・一般的に、「デジタル教科書」と言われるものも、実際の学校や教員養成の場においては、学習者用デジタル教科書、指導者用デジタル教科書、さらには、学習用の各種資料、指導用の各種資料等を広く活用することが必要となり、これらに対する費用負担は相当な高額に及ぶものと考えられる。「中間まとめ」は、「教師のデジタル教科書を含む ICT 活用指導力の向上を図ることが不可欠である」とし、「大学の教職課程」を通じて、指導力の育成を図る必要性を指摘しており（10 頁）、また、「大学の教職課程においても、カリキュラムの充実や、学生がデジタル教科書を活用したり体験したりする機会の確保」（10 頁）を求めている。国としては、単に提言を行うにとどまらず、その裏付けとして、教員養成の中核を担う国立の教員養成系大学・学部に対する財政措置を併せて検討していただきたい。